

○ 水利施設管理強化事業実施要領（令和３年３月29日付け２農振第3535号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正後

第1 事業の内容等

1～5 （略）

6 要綱第2の3の（2）の特別型（渇水・高温対策）及び要綱第2の6の省エネルギー化推進型の事業実施主体は、農業水利施設のエネルギー使用量の削減に向けた取組として、別紙1の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を1つ以上含む、2つ以上の取組を実施するものとする。

7 特別型（渇水・高温対策）及び省エネルギー化推進型の支援金の算定方法は、別紙2のとおりとする。

別紙様式第5－2号

渇水・高温対策計画

1. 地区概要

地区名		都道府県名	
市町村名		施設管理者名	
省エネルギー化・コスト削減対策の取組内容			

注：省エネルギー化・コスト削減対策の取組内容は、別表の省エネルギー化及びコスト削減対策の取組メニューのうち省エネルギー化の

改正前

第1 事業の内容等

1～5 （略）

6 事業実施主体は、農業水利施設のエネルギー使用量の削減に向けた取組として、別紙1の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を1つ以上含む、2つ以上の取組を実施するものとする。

7 支援金の算定方法は、別紙2のとおりとする。

別紙様式第5－2号

渇水・高温対策計画

1. 地区概要

地区名		都道府県名	
市町村名		施設管理者名	
省エネルギー化・コスト削減対策の取組内容			

注：省エネルギー化・コスト削減対策の取組内容は、別表の省エネルギー化及びコスト削減対策の取組メニューのうち省エネルギー化の

取組を1つ以上含む、2つ以上の取組を実施するものとする。 2～4 (略) 別表 (略) 別紙2 支援金の算定方法 <u>1 特別型（渇水・高温対策）</u> <u>(1) 渇水・高温対策型の事業実施主体に対する支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。</u> <u>支援金の額=当年度の渇水・高温対策に要した費用×0.5</u> <u>(2) 渇水・高温対策に要した費用とは、別紙様式第5－2号の3. 基礎的取組及び4. 追加的取組に係る費用をいう。</u> <u>2 省エネルギー化推進型</u> (1)～(7) (略)	取組を1つ以上含む、<u>原則</u>2つ以上の取組を実施するものとする。 2～4 (略) 別表 (略) 別紙2 支援金の算定方法 (新設) (新設) (1)～(7) (略)
--	---

附 則

- 1 この通知は、令和7年8月6日から施行し、令和7年8月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施している特別型（渇水・高温対策）については、なお従前の例による。